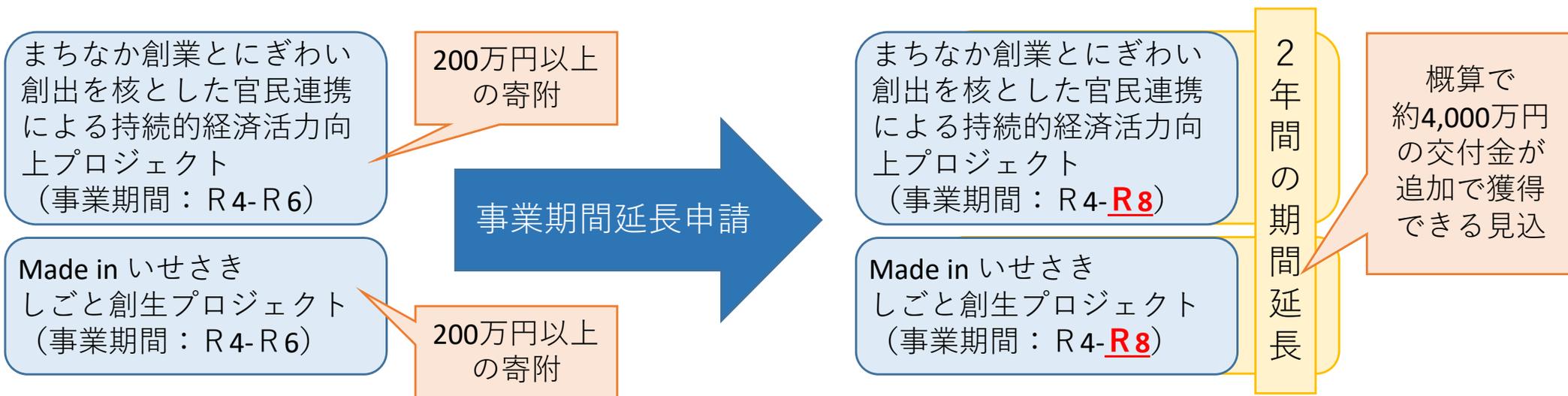


デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）を活用する事業に対し、企業版ふるさと納税による200万円以上の寄附があった場合には、通常3年間である事業期間を5年間に延長できることとなっています。

本市では、令和5年度において、「まちなか創業とにぎわい創出を核とした官民連携による持続的経済活力向上プロジェクト」及び「Made in いせさき しごと創生プロジェクト」に対して、それぞれ200万円以上の寄附をいただけることになったため、事業期間延長の手続きを行いたく、延長申請の要件である「外部組織等の第三者評価」として、創生会議にお諮りするものです。



期間延長後の取組方針

・ K P I の達成度合い等をもとに、これまでの取組を検証し、事業内容を見直すことで、より効率的かつ効果的に地方創生を推進できる事業とします。